**平成２１年（再ロ）第３号**
鹿児島県阿久根市赤瀬川1833番地６
再生債務者　朴　　健一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年10月30日まで
4　一般異議申述期間　平成21年11月13日から平成21年11月20日まで
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２１年（再ロ）第４号**
愛知県岡崎市六名新町４番地２　キングスコート六名公園507
再生債務者　安藤　裕美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月26日まで
平成21年10月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部

**平成２１年（再ロ）第１１号**
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅３―310
再生債務者　与那嶺利津子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年10月30日まで
平成21年10月２日
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（再ロ）第６号**
徳島市国府町中504番地の18
再生債務者　角谷　喜正
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月２日まで
平成21年10月５日　　徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（再ロ）第９号**
愛媛県松山市古三津２丁目７番15号　サーパス三津浜駅通り1006号
再生債務者　井原　信二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月２日まで
平成21年10月５日　　松山地方裁判所

**平成２１年（再ロ）第３号**
鳥取県米子市両三柳2768番地５
再生債務者　川内　由理
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月４日まで
平成21年10月５日　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２１年（再ロ）第４号**
鳥取県米子市両三柳2768番地５
再生債務者　川内　尚彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月４日まで
平成21年10月５日　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２１年（再ロ）第５号**
京都市伏見区景勝町27番地の15
再生債務者　山本　克明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年11月５日まで
平成21年10月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２１年（再ロ）第２号**
愛媛県宇和島市三間町戸雁904番地
再生債務者　岩本　和樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月１日
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２１年（再ロ）第４号**
岡山市北区神田町１丁目11番14―201号
再生債務者　谷川香代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月５日
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２１年（再ロ）第２号**
香川県高松市多肥下町1513番地28
再生債務者　鎌倉　庸臣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月５日
高松地方裁判所破産・再生係

## 会社公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月十日
掲載頁　九十四頁（号外第一六七号）
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月十日
掲載頁　九十四頁（号外第一六七号）
(丙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月十日
掲載頁　八十六頁（号外第一六七号）
平成二十一年十月十四日
茨城県稲敷市神宮寺字迎山一七五一番
(甲) ネスレ日本株式会社
代表取締役　クリスチャン・メーリッド・ジョンソン
神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号
(乙) ネスレコンフェクショナリー株式会社
代表取締役　高岡　浩三
神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号
(丙) ネスレピュリナペットケア株式会社
代表取締役　トーマス・ハマー

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 平成二十一年九月十七日付官報八十八頁（号外第二〇〇号）
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
平成二十一年十月十四日
名古屋市熱田区神宮四丁目一番二号
(甲) 日協産業株式会社
代表取締役　服部　永秀
名古屋市中川区八田町一七一五番地
(乙) 日東化工有限会社
代表取締役　服部　永秀

左記の農業協同組合は、平成二十二年三月一日を効力発生日として、甲は平成二十一年十月九日の臨時総会で、乙は平成二十一年十月八日開催の理事会で、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを決議しました。
なお、甲は農業協同組合法第六十五条の二第一項の規定により、総代会の議決を経ずに合併することを決議しております。
記
一、この決議に反対の甲の正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面により、その旨を甲にお申し出ください。
二、この決議に異議のある甲、乙の債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。
三、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録および貸借対照表は、甲、乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。
平成二十一年十月十四日
群馬県沼田市東原新町一九四〇番地一
(甲) 利根沼田農業協同組合
代表理事組合長　嶋本　暢一
群馬県利根郡片品村大字鎌田四〇五二番地
(乙) 片品村農業協同組合
代表理事組合長　金子　桂介